

③その他必要書類
も必要)

〈すでに手当を受けている方〉

毎年8月1日から8月31日までの間に「現況届」を提出し支給要件の審査を受けます。この届けを提出しないと8月以降の手当が受けられません。

〈手当の支払〉

手当は県知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月・8月・12月の年3回、支払月の前月までの分が受給者の指定した金融機関へ口座振込により支払われます。

〈手当の額〉

別表2のとおりです。支給制限限度額は別表3を参照ください。



児童扶養手当額（別表2）

区 分	月	児 童 加 算 額	
		第 2 子	第3子以降 1人につき
全部支給の場合	41,720円	5,000円	3,000円
一部支給の場合	所得額に応じ 41,710円～9,850円		

手当額＝41,710－（受給者の所得額－所得制限限度額）×0.0184162
※一部支給は所得に応じて月41,710円から9,850円まで10円きざみの額です。

支給制限限度額表（別表3）

扶養親族等の数	本 人		配偶者及び 扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0 人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1 人	570,000	2,300,000	2,740,000
2 人	950,000	2,680,000	3,120,000
3 人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4 人	1,710,000	3,440,000	3,880,000
5 人	2,090,000	3,820,000	4,260,000

注1) 老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合は、該当者1人につき、この額に100,000円（但し、配偶者及び扶養義務者の場合は60,000円）、特定扶養親族がある場合は、1人につき150,000円が加算されます。

〈児童扶養手当の認定を受け
た方へ〉

手当を受ける資格がなくな
る場合は次のとおりですので
該当する場合には子ども課へ
届け出てください。

①あなたが、結婚したとき。

婚姻届を出さなくても、事
実上の婚姻関係（男性と同居
あるいは同居がなくても頻繁
な訪問があり、かつ生計費の
補助がある等、当事者間に社
会通念上、夫婦としての共同
生活と認められる事実関係が
存在する場合）となった場合
も含まれます。

②現在、扶養している児童の
養育をしなくなったとき。（児
童が父に引き取られたときや
児童の死亡、行方不明など）

③現在、扶養している児童が
児童福祉施設などに入所した
とき。または里親に預けられ
たとき。

④あなたが、公的年金（国民
年金、厚生年金、共済年金、
恩給、労働者災害保険法に基
づく年金など）を受けること
ができるようになったとき。
⑤その他受給資格要件にあて
はまらなくなったとき。

※ 手当の受給資格がないの
に届け出をしないまま手当を
受けていた場合は、その期間
の手当金額は返還していただ